

非接触IC決済取扱に関する加盟店特約

第1条（総則）

本特約は、第2条第1項定める非接触IC決済を利用した信用販売についての、東武カード加盟店規約のうち、加盟店と当社との間で適用される規約（以下「原規約」という。）に係る特約事項を定めるものです。なお、本特約で使用する用語の意味は、特に断りがない限り、原規約において定義した内容に従うものとします。

第2条（定義）

1. 非接触IC決済

Visaのタッチ決済、Mastercard®コンタクトレス、JCB Contactless及び当社の指定する決済システムのことをいいます。

2. カード等

Visa、Mastercard、JCBのレギュレーションに基づき、Visaのタッチ決済、Mastercard®コンタクトレス、JCB Contactlessの機能を搭載するカード又は携帯電話その他の電子機器等の媒体をいいます。

3. 会員

カード等を正当に保持する個人をいいます。

4. 取扱端末

非接触IC決済の仕様に基づく決済サービスに対応する機能を備え、カード等の有効性を照会するための機器をいいます。

5. 特約加盟店

原規約第2条第1項に定義する加盟店のうち、本特約に基づきカード等の取扱いを認められた者をいいます。

6. 暗証番号等

会員が非接触IC決済を利用する際に、自らが保有するVisaのタッチ決済、Mastercard®コンタクトレス、JCB Contactlessの機能を搭載する携帯電話その他の電子機器に対して必要に応じて入力する暗証番号や生体情報をいいます。

第3条（非接触IC決済の取扱い）

1. 加盟店は、非接触IC決済の取扱いを希望する場合、当社所定の方法で当社所定の事項を届け出て申込を行うものとします。
2. 当社は、加盟店から前項の申込を受け付けた場合、当社所定の審査を行った上、加盟店に対しその結果を通知します。通知の結果、非接触IC決済の取扱いについての承諾を得た加盟店は、以後特約加盟店となるものとします。

第4条（特約加盟店標識の掲示）

特約加盟店は、店舗内外の会員から見やすいところに、当社所定の、非接触 IC 決済を導入している旨の表示を掲げるものとします。

第5条（信用販売の方法・種類・信用販売額）

1. 原規約第 6 条第 1 項の定めにかかわらず、特約加盟店は、カード等による信用販売の取扱いに際しては第 2 条第 4 項に定める取扱端末を設置するものとし、会員からカード等を用いた信用販売を求められた場合には、次の要領により信用販売を行うものとします。
 - (1) 特約加盟店は、会員からカード等を用いた信用販売を求められた場合、当該会員に対し、第 2 条第 4 項に定める取扱端末にカード等をかざすように求め、カード等の真偽、有効期限、及び無効カード通知の有無につき、そのカード等が有効なものであることを確認するとともに、当社からの承認を得るものとします。
 - (2) 当社又はカード等の提供を行う会社が定めた基準額を超えた額の信用販売を行う場合は、会員の署名（カードによる信用販売の場合には当該カードの裏面の署名と同一であることを確認）、又は会員が暗証番号等を入力したことを確認して、信用販売を行うものとします。
2. 特約加盟店は、取扱端末の故障、電話回線障害等、客観的かつ正当な理由で取扱端末が使用できない場合には、カード等を提示した会員に対する信用販売を行うことができません。この場合、特約加盟店は、磁気又は接触 IC による信用販売を行うものとし、それが不可能な場合には、当該会員との間での信用販売を断るものとします。このとき、いかなる理由があっても当社は特約加盟店に対する一切の責任を負いません。

第6条（信用販売の種類）

非接触 IC 決済の取扱いによる信用販売を行う場合、会員の支払方法は、原規約の定めにかかわらず、全て 1 回払いとします。

第7条（本取扱いの中止・終了）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、又は特約加盟店が本特約若しくは原規約（原規約に付帯又は関連する規約・特約含む。）に違反した場合、当社の判断で特約加盟店におけるカード等の取扱いを中止又は一時停止することができるものとします。この場合、当社は、当社所定の方法でその旨を特約加盟店に通知するものとします。また、当社はカード等の取扱いを中止又は一時停止することにより、特約加盟店及び会員に対する損害賠償義務等の一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力によりカード等の取扱が困難であると当社が判断した場合。
 - (2) コンピュータシステム保守、その他当社が止むを得ない事情でカード等の取扱いの中止又は一時停止が必要と判断した場合。
2. 当社が非接触 IC 決済の取扱いを終了した場合、特約加盟店におけるカード等の取扱いについても同

様に終了することができるものとし、特約加盟店は、これを予め承諾するものとし、この場合、当社は所定の方法でその旨を特約加盟店に通知するものとし、また、当社は、当社が非接触 IC 決済の取扱いを終了したことにより、特約加盟店又は会員に損害が生じた場合であっても、係る損害に対する賠償義務等の一切の責任を負わないものとし、

第8条（本特約の有効期限）

1. 本特約の有効期限は、原規約に係る特約加盟店と当社との間の契約（以下「原契約」という。）の有効期限と同一とし、原契約が解除、契約期間の満了その他自由の如何を問わず終了した場合には、本特約も当然に終了するものとし、
2. 前項のほか、前条第 1 項に基づき特約加盟店におけるカード等の取扱いが終了した場合も、本特約は当然に終了するものとし、

第9条（本特約に定めのない事項及び本特約の変更）

1. 非接触 IC 決済による信用販売においては、本特約の規定と原規約の規定が矛盾又は抵触する場合には、本特約の規定が優先するものとし、本特約に記載のない事項については、原規約（の定めに従うものとし、この場合において、原規約における「カード」は「カード等」と読み替えるものとし、
2. 本特約の変更について、当社から特約の変更内容を通知、告知若しくは公表（当社又のホームページにおける変更内容の掲載その他合理的方法による。）した後又は新特約を送付した後に特約加盟店が信用販売を行った場合には、特約加盟店は変更内容及び新特約を承認したものとみなします。

以上